

介護老人福祉施設白ゆりあいの里運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人悠生会が開設する介護老人福祉施設白ゆりあいの里(以下、「施設」という。)は、入居者の意思と人格を尊重し、ユニットケアにより個別ケアの推進を図り、入居者一人ひとりが生きがいを持って自らが希望する生活が営まれるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、共同生活室とこれに近接して設けられる少数の居室等によって構成される場所(以下、「ユニット」という。)ごとに、施設サービス計画に基づき入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置き、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら札幌市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 白ゆりあいの里
- (2) 所在地 札幌市北区あいの里3条8丁目14番1号

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、次の職員を配置するものとする。

(1)	管理者(施設長)	1名(常勤)
(2)	医師	1名以上(非常勤)
(3)	生活相談員	1名以上(常勤)
(4)	介護職員	24名以上(内、常勤ユニットリーダー8名を含む)
(5)	看護職員	3名以上(1名は常勤)
(6)	栄養士	1名以上
(7)	機能訓練指導員	1名以上
(8)	介護支援専門員	1名以上
(9)	事務員	必要数

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため次の職務を行う。

(1)	管理者は、施設の業務を統括すると共に、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。
(2)	医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(3)	生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに行事等の企画及び実施に関することに従事する。又、常に関係職種間の連携を図り介護サービスの向上につなげる。
(4)	介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的(※)に行う。 ※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上受ける。
(5)	看護職員は、入居者の診療の補助及び健康管理並びに保健衛生管理に従事する。
(6)	栄養士は、献立作成、栄養マネジメント、経口摂取の維持への取り組み、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の業務全般並びに栄養指導に従事する。
(7)	機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
(8)	介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して適切な介護サービスの提供を図る。

- 職員は、別に定める「介護マニュアル」「食事援助マニュアル」「感染症対策マニュアル」「転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。
- 職員は、ボランティア等との連携も常に考慮するものとする。
- 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 入居定員

(定員)

第6条 施設の入居定員は80名、ユニット数は8ユニット、1ユニットの定員は10名とする。

- 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居に当たっては入居定員及び居室の定員を超えないものとする。

第5章 入居者に対するサービス内容及び入居料その他の費用額

(施設サービス計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画書等の原案を作成し、それを施設入居者又はその家族に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

(サービスの提供)

第8条 施設は、施設サービス計画書を基本としてサービスを提供するものとする。

2 サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対して、施設サービス計画書に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。

(サービス提供の記録と開示)

第9条 施設は、施設サービス計画書等に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の反応及び家族の状態を必ず記録するものとする。

2 サービス提供の記録は、入居者又はその家族の希望に応じて施設内で閲覧できるものとする。

3 施設は、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(入浴)

第10条 施設は、1週間に2回以上、入浴または清拭を行い、可能な限り入居者の要望を踏まえて入浴の機会を確保するものとする。但し、入居者に傷病がみられる、感染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴することが適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第11条 施設は、入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄介助について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入居者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・洗面・更衣等)

第12条 施設は、離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者の状態に合わせ、施設サービス計画書にそって提供するものとする。

(食事の提供)

第13条 食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、基本的に次のとおりとする。

(1)	朝 食	7時30分～ 8時30分
(2)	昼 食	12時00分～13時00分
(3)	夕 食	17時30分～18時30分

3 入居者が欠食する場合には、最低1日前に欠食する旨を施設に連絡するものとする。

4 年間を通じて、出来る限り季節感あふれる料理（元旦の御節料理、花見、敬老祭の松花堂弁当）を提供するよう努めるものとする。

(送迎)

第14条 施設は入居者の入居及び退所時には、入居者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として札幌市内全域とする。

(相談、援助)

第15条 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者

に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第16条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うよう努めるものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第17条 施設は、趣味、教養、娯楽設備等を整え、原則ユニットごとに入居者の希望に応じたレクリエーション等を行うものとする。

2 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができる。

3 施設は、入居者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の申請代行業務を行う。

(リネン交換)

第18条 施設は、毎週1回、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、入居者のご希望や身体の状態に応じて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第19条 施設は、出張理美容サービスを行うものとする。

(健康保持)

第20条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(金銭等管理代行)

第21条 入居者の金銭は、原則、入居者又は家族管理であるが、やむを得ない事情がある場合は重要事項説明書に記載する料金で施設が管理の代行を行うこととする。

(入院期間中の対応)

第22条 施設は、入居者について、病院に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

(入院等による不在時の居室活用)

第23条 入院等による不在時の空き居室は、短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第24条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 施設は、入居者について救急要請必要と認めた場合、状況に応じ医療機関へ受け入れ確認連絡、緊急連絡先の家族へ速やかに連絡、救急車対応を行う。

診察の必要性は考えられる場合については嘱託医へ状況報告し指示を受ける。日中は勤務している看護師より連絡、夜間帯はオンコール対応看護師より嘱託医へ連絡を行うものとする。

(利用料)

- 第25条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、施設が法定代理受領サービスに該当する、施設サービスを提供した場合は、利用料（各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合分を乗じた額）と居住に関する費用及び食事の提供に要する費用、入居者の選択によりかかるサービスの合計額とする。なお、法定費用の額の変更に關しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に關しては、予め入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。
- 2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、別に定める費用とする。
 - 3 特別な食事等追加的費用は、別に定める費用とする。
 - 4 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
 - 5 入居者は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、入居開始又は入居終了に伴って1か月に満たない期間を入居した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
 - 6 施設の入居者は、月額利用料を翌月20日から月末までに、施設に、現金又は自動口座振替で支払うものとする。

第6章 施設入居にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

- 第26条 入居者は、自らの希望と選択に基づき生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

- 第27条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届出るものとする。

(面会)

- 第28条 外来者は、入居者と面会しようとする時は、正面玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

- 第29条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断及び予防接種については、特別の理由がない限り受けるものとする。

(衛生保持)

- 第30条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

- 2 施設は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

- 第31条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講

じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を、おおむね3ヶ月に1回開催する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随時見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に行うこと。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第32条 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに札幌市、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 施設は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 施設は、事故発生防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第33条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設内で喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意により、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第34条 施設は、業務上知り得た契約者、入居者及びその家族に関する個人情報及び秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する行政庁の命令による場合及び別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示できるものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して開示しないものとする。

- 2 職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第35条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、具体的な防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通

報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。
- 4 入居者は災害等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 5 施設は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される火災通報装置を設置する。また、居室の全てにスプリンクラー装置を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第36条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退去させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 入居者の財産に損害を与えること。
 - (10) 性的な嫌がらせをすること。

(11) 入居者を無視すること。

(身体拘束等)

第38条 施設は、原則として入居者の身体拘束は行わない。但し、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束等を行うことができ、行った場合にはその態様、時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(入居資格)

第39条 施設の入居資格は、入居者の心身の状況が札幌市指定介護老人福祉施設等入所指針における入所対象者（要介護3から5と認定された者及び、要介護1又は2と認定された者で居宅における日常生活を営むことが困難なため、やむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所の要件に該当する者）に該当し、本施設の入居を希望し、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができるものとする。

2 施設は、入居判定委員会を設置して、入居の可否、緊急性等を検討し、緊急性の高いと認められる者から入居を決定する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第40条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、重要事項説明書及び契約書を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第41条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が入居者と協議の上決定するものとする。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情対応)

第42条 施設は、入居者等から苦情を受け付けた場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善方法について、入居者またはその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口、苦情対応の手続等については、別に定める施設苦情・相談解決制度によるものとする。

(介護サービス情報の公表)

第43条 社会福祉法及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人悠生会介護老人福祉施設白ゆりあいの里が提供するサービスを安心して入居できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を行うものとする。

(従業者の質の確保)

第44条 施設は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

2 施設は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第45条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 雑則

(委任)

第46条 この規程の施行上必要な事項については、管理者が別に定める。

(改正)

第47条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人悠生会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

改正

この規程は平成25年 7月 5日から施行する。

この規程は平成26年12月 1日から施行する。

この規程は平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は令和 7年 4月 1日から実施する。